資金管理団体の異動事項.....

県報の正誤 (平成二十四年四月十三日山口県告示第百七十五号)....

Щ

○選管告示

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出 (商政課)........ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課)....... 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 ( 商政課 ) ......

: 九

めるものとする。

九

第二章

基本的事項

九

(記録の整備)

第二条 救護施設等は、設備、

職員、

会計及び利用者の処遇の状況に関する諸記録を整

備しておかなければならない。

: 八

第一条 この規則は、救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成二十

以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定

七 六

(趣旨)

附則 第六章 第五章

> 宿所提供施設 (第十九条-第二十一条) 授産施設 (第十五条-第十八条) 更生施設 (第十条—第十四条) 救護施設 (第三条-第九条)

第一章

八

四年山口県条例第三十一号。

П

保安林指定施業要件の変更 (森林整備課).......

指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課)......

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課)........

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 ( 県民生活課 ) ......

報

○規則

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (厚政課)...

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課)

兀

第四章

目次

第一章

基本的事項 (第二条) 総則 (第一条) 山口県規則第六十六号

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十四年九月二十一日

山口県知事

Щ 本

繁太郎

目

次

毎週火・金曜日発行

9月21日 (金曜日)

## 平成 24 年

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

第三章

救護施設

解散等に係る政治団体の名称等......ー...ーー

(設備)

第三条 条例第十条第二項の規則で定める建物は、 木造かつ平屋建ての建物とする。 次の各号のいずれかの要件を満たす

び延焼の抑制に配慮した構造であること。 等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室 初期消火及

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、 円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等によ 人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置

2393 号

2 条例第十条第四項の基準は、次のとおりとする。

居室は、次に掲げる要件を満たしていること。

一室の定員は、原則として四人以下とすること。

地階に設けないこと

すること。 入所者一人当たりの床面積は、 収納設備等を除き、三・三平方メートル以上と

二 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けるこ

朩 入所者ごとに寝具及び身の回り品を収納することができる収納設備を設けるこ

必要に応じて常時の介護を必要とする者を入所させる居室を設けること

への居室は、 原則として一階に設け、 寝台又はこれに代わる設備を備えるこ

静養室は、次に掲げる要件を満たしていること。

医務室又は介護職員室に近接して設けること

原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

前号口、二及びホに掲げる要件を満たしていること。

洗面所は、 居室のある階ごとに設けること。

兀 便所は、居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること

五 医務室には、入所者を診療するために必要な医薬品等を備えるほか、 て臨床検査設備を設けること。 必要に応じ

調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること

介護職員室は、居室のある階ごとに居室に近接して設けること

前各号に掲げるもののほか、 次に掲げる要件を満たしていること。

ハメートル以上とすること。 廊下の幅は、一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、

廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

階段の傾斜は、 緩やかにすること。

第四条 条例第十一条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

医師 一人以上

二 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師 五・四で除して得た数以上 合計しておおむね入所者の数を

栄養士 一人以上

調理員 一人以上

(健康管理)

第五条 救護施設は、 なければならない。 入所者に対し、 入所時及び毎年二回以上の定期の健康診断を行わ

(食事)

第六条 食事は、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに入所者の心身の状況及

び嗜好を考慮したものでなければならない。

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(医薬品等の管理)

第七条 救護施設は、 ( 生活指導等) 必要な医薬品等を備え、 適正に管理しなければならない

2 第八条 救護施設は、入所者に対し、 提供しなければならない。 生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を

その減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を提供しなければならない。 救護施設は、 入所者に対し、当該入所者の心身の状況に応じ、 機能を回復し、

3 めの措置を講じなければならない。 救護施設は、入所者の日常生活に充てられる場所について、必要に応じ、暖房のた

4 救護施設は、 一週間に二回以上、 入所者を入浴させ、又は清しきしなければならな

ン行事を行わなければならない。 救護施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、 適宜、 入所者のためのレクリエーショ

5

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

た金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 定める給付金をいう。以下同じ。)の支給を受けたときは、 づき厚生労働大臣が定める給付金 (平成二十三年厚生労働省告示第三百七十五号) に 授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第十六条の二の規定に基 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る給付金 ( 救護施設、 給付金として支払を受け 更生施

益を含む。以下「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの (これらの運用により生じた収

| 一下では、「「「では、」」」というでは、「「「では、」」である。 | 一 | 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を備えること。 | 二 | 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

得させること。四の当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取

角) 第四章 更生施設

2393

号

(設備)

第十条 条例第十四条第二項の基準は、次のとおりとする。

除く。)の規定を準用する。
二 更生施設の設備については、第三条第二項各号(第一号へ及びト並びに第七号を

るものとする。 「小のでは、「条例第十四条第三項において準用する条例」と読み替えて、第三条第一項の規定は、更生施設の建物について準用する。この場合において、同

(職員)

第十一条 条例第十五条の規則で定める員数は、次のとおりとする

一 医師 一人以上

は六人に百五十人を超える部分四十人につき一人を加えて得た数以上十人以下の施設にあっては六人以上、入所者の数が百五十人を超える施設にあって二 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師 合計して、入所者の数が百五

二 栄養士 一人以上

四 調理員 一人以上

(生活指導等)

う。) を作成し、これに基づき指導を行わなければならない。社会生活を営むことができるよう心身の状況に応じた計画 (以下「更生計画」とい第十二条 更生施設は、入所者の勤労意欲を高めるとともに、入所者が退所後に健全な

2 第八条 (第二項を除く。)の規定は、更生施設における生活指導等について準用す

(作業指導)

度の技能を修得させなければならない。 第十三条 更生施設は、更生計画に基づき、入所者が退所後に自立するために必要な程

| 2 更生施設は、作業の種類を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を

(準用)

考慮しなければならない。

第五章 授産施設

(設備)

第十五条 条例第十八条第二項の基準は、次のとおりとする。

作業室は、次に掲げる要件を満たしていること。

必要に応じて危害防止のための設備を設け、又は保護具を備えること。

一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けるこ

П

二 便所は、男子用と女子用を別に設けること

(職員)

第十六条条例第十九条の規則で定める員数は、一人以上とする。

(工賃の支払)

当する金額を工賃として支払わなければならない。第十七条「授産施設は、利用者に、事業の収入から事業に必要な経費を控除した額に相

(自立指導)

ければならない。 第十八条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わな

第六章 宿所提供施設

(設備)

第十九条 条例第二十一条第二項の基準は、次のとおりとする。

炊事設備は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いるものとする。

|| 宿所提供施設の設備については、第三条第二項第一号 (イ、へ及びトを除く。

、居室の利用世帯) 及び第八号 (八を除く。)の規定を準用する。

第二十条 宿所提供施設は、一の居室を二以上の世帯に利用させてはならない。ただ

この限りでない

し、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、

(生活相談)

の生活の向上を図るよう努めなければならない。第二十一条「宿所提供施設は、利用者からの生活の相談に応じること等により、利用者

附則

(施行期日)

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

Ξ

П

氏名又は名称

東洋紡績株式会社

申請者の氏名又は名称及び住所

住

所

大阪市北区堂島浜二丁目二番八号

報

2 については、同号イ中「四人」とあるのは、「六人」とする。 に当該救護施設の用に供されているものについての第三条第二項第一号の規定の適用 昭和六十二年三月九日前に存する救護施設の建物であって、この規則の施行の際現



### 山口県告示第三百六十七号

での間、 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年九月二十一日から同年十月十一日ま づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 に供する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基 山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧

平成二十四年九月二十一日

繁太郎

山口県知事 Щ 本

工場又は事業場の名称及び所在地 名 称 東洋紡績株式会社岩国事業所

山

所在地 岩国市灘町一番一号

特定施設に関する事項

(--)種類、 構造及び使用時間間隔等

第二十一	備考「二	_ _ _ イ	種類	
号の化学繊維	「ニーーイ」とは、水	三五〇	能加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加	構
製造業の用に供する湿式	水質汚濁防止法施行令	平一成一、四	年予工 月 第 日定手	
紡	(昭	平 五 <u>成</u> 三五	年予工 月 完成 日定成	造
糸施設をいう。	和四十六年政令第百八十	平成二五、一	年予使 月 開 日定始	
っ。	政令第百八	連続	間使用時隔間	使
	号	四時間	時リー の 使 間 用 た	用の方
	別表第一	変動なし	動季 の 概 の 概 の の の の の の の の の の の の の の の	法

大

五

0 六 O·七 周南市孝田町  $\dot{\cdot}$ ○ <u>±</u> 番 믁 \_ 五〇〇

— · 四

一三・七

〇 五

〇 六

— 五 五

八七四

<u>\_</u>

〇九〇

六

至

五九〇

山中央病院前店 カルサービスさくら薬局徳株式会社トータル・メディ

11

名指 定 訪 称問 看 護 の所在地の所在地務所 名訪問看護 称ステ 所 シ 在ン等

指定年月日

六四

学館
株式会社ニチイ 目九 神田駿河台二丁 東京都千代田区 看護ステーショター 西岐波訪問 波一五四五の一字部市大字西岐

医療法人和同会

学館
株式会社ニチイ

六

"

t

"

二八七の一字部市大字際波 ナース宇部西ション ハロー 護ステーションター 徳山訪問看 号 丁目一五番一一 五番一二 二八七の一 平成 " "

### 山口県告示第三百七十号

予定である旨の通知があった。 二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十四年九月二十一日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

# 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

五、一六一六・一六一六の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一六 ら六九五の一八まで、錦町宇佐字大道一五一三、一五 六九五の三 (次の図に示す部分に限る。)、六九五の四、六九五の五、六九五の八か (以上二筆について次の図に示す部分に限る。) 、字すけ原三一八の四、字松木うつ 岩国市錦町大原字小麦山一三の一、字柴畔山一三の二、字しでケ原一四・一五の二 一六一九・字右谷一六一七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。 四 一五一四の一、一五一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

□ 立木の伐採の方法 変更後の指定施業要件

・ 主伐に係る伐採種は、定めない。

П

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。2.主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

· 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

山

〕 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

字向ノ先四二、四三岩国市錦町広瀬字池の原一三、一五、一八の一、一八の二、八〇三三、錦町中ノ瀬

二 保安林として指定された目的

二 変更後の指定施業要件土砂の流出の防備

容谷山一八九〇

- 主伐に係る伐採種は、定めない。立木の伐採の方法
- 伐期齢以上のものとする。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3

次のとおりとする。立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国

### 山口県告示第三百七十一号

安林の指定施業要件を次のように変更する。森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、

保

平成二十四年九月二十一日

山口県知事 山 本 繁太郎

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

一四八八の二、字畑ノ奥一五八六の一、一五八六の二四八四の五、字本谷一四八四の二八七から一四八四の二八九まで、阿東徳佐中字芦谷八九の八、阿東生雲西分字西楢原一四一六の一、阿東徳佐上字楠谷一四八四の四、一七三の一、九七三の一一、九七三の一六、九七三の一七、字榎谷一五八九の一、一五山口市阿東生雲東分字三谷七〇〇の一、七〇〇の二三、七〇〇の二五、字猫堂奥九

保安林として指定された目的

水源の涵養

一変更後の指定施業要件

( 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

伐期齢以上のものとする。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口

# 市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

五二六の一、五二六の四、五二六の五、大字高佐下字上足谷七六七の一、七六七の 六、三九六四の一一から三九六四の一三まで、三九六四の一九、大字紫福字奥材木谷 洗川三九○七の六、三九○七の一○から三九○七の一五まで、 二九一〇の一八から二九一〇の二三まで、二九一〇の三一、字根引二九六九の五、字 二、七六七の六から七六七の一九まで 萩市川上字椿瀬五二〇の一 ( 次の図に示す部分に限る。 ) 、字道平二九一〇の一、 字中木屋三九六四の

九の一、一二八九の二、字小屋ケ谷三六二七の一、三六二七の二、三六二七の四 町獺越字宮杉七三九の二、七三九の一七から七三九の二〇まで、周東町祖生字堂屋敷 一〇五〇の一、一〇五〇の二、一〇五〇の九から一〇五〇の一一まで、字平畑一二八 岩国市周東町明見谷字樅ノ木二七六の二、二七六の七から二七六の一一まで、周東

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法 次の森林については、主伐は、択伐による。

П

高佐下字上足谷七六七の一 (以上四筆について次の図に示す部分に限る。 萩市川上字道平二九一〇の一・字中木屋三九六四の六・三九六四の一一・大字

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない

Щ

3 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

間伐に係る森林は、次のとおりとする

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。) 次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水



# (四五一)特定非営利活動法人の設立の認証の申請

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年十

平成二十四年九月二十一日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

申請のあった年月日

平成二十四年八月二十二日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ひとつの会

代表 の 名 齊藤 賢二

主たる事務所の所在地 山口市阿知須七九三〇番地の五

Ξ 定款に記載された目的

取り組み、持続可能な地域社会の実現に向かって子供、お年寄りが安全に生活できる ように地域社会に根ざした支援活動を行い、次世代に繋げること。 人間の産業経済活動や生活によって排出される二酸化炭素等の削減に地域レベルから 人間と自然環境との共生、環境保全に係る実践活動や地球温暖化等の問題に対し、

# (四五二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、

口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供しま 当該届出は、平成二十四年九月二十一日から平成二十五年一月二十一日までの間、 Щ

平成二十四年九月二十一日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

防府市大字新田一一一の五

アルク三田尻店

株式会社丸久 を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業 変更に係る事項の概要 所在地 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 届出年月日 名 変 称 更 に 防府市大字新田一一一の五 係 アルク三田尻店 る 事 項 株式会社ナカガワ 変 更

防府市大字江泊一九三六 前 所 变 田中 更 康男 後

代表者の氏名

宇部市から意見を聴きました。

二十四年四月二十七日山口県公告 (一三八) に係る大規模小売店舗について次のとおり

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

(四五三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

当該意見は、平成二十四年九月二十一日から同年十月二十二日までの間、

山口県商工

(四五四) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

二十四年四月二十七日山口県公告 (一三八) に係る大規模小売店舗について次のとおり 意見書の提出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第二項の規定により、 平成

工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見書は、平成二十四年九月二十一日から同年十月二十二日までの間、山口県商

平成二十四年九月二十一日

山口県知事 Щ 本

繁太郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 所在地 宇部市東見初町五四一の二四六 (仮称) テックランド宇部東店

ダイキ株式会社

郎

室

業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売

変

更

前

変

更

後

防府市大字江泊一九三六

所

代表者の氏名

田中

康男

=意見の概要

交通に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(四五五) 下関北都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

山口県知事 Щ 本 繁太郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

平成二十四年九月二十一日

所在地 名称 宇部市東見初町五四一の二四六 (仮称)テックランド宇部東店

意見の概要

特に配慮を求める事項はない

第 2393 号

第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用 する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供しま る同法第二十条第一項の規定による下関北都市計画地区計画の変更に係る同法第十四条

平成二十四年九月二十一日

都市計画の種類及び名称

山口県知事

Щ

本

繁太郎

都市計画の図書の写しの縦覧場所 下関北都市計画内日地区地区計画

山口県土木建築部都市計画課

### 

# 山口県選挙管理委員会告示第九十二号

あった政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が

平成二十四年九月二十一日

П

Щ

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正

顕

平成維新長州塾	田中陽三後接会	瀬石公夫後接会	周防整	上野塾長州哲志 会	政治団体の 名 称
**	田井	中村	森庫	塚原	代表者の 氏
泰啓	陽三	純一	浩美	珊一	格の名
器田	田中	瀬石美智子	禁重	中人	会計責任 者の氏名
安広	湯二	管智子	義道	大助	東
萩市大字椿東5//9	光市虹ケ浜 3丁目/7番 /0号	熊毛郡田布施町大字下 田布施/450	周南市大字呼坂323	萩市大字椿東5//9	主たる事務所の所在地
					その他の事項
*	*	*	*	平成2	備 場出 年月日
<b>,</b> 29	<b>v</b> 28	» 2/	<b>%</b> 23	平成24、8、29	参出日

# 山口県選挙管理委員会告示第九十三号

あった政治団体の異動事項は、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が 次のとおりである。

平成二十四年九月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

							75						
早龍公	I E	ランボロー ゼ	古民ن	江翔会		民主党山口県第 / 区総支部			自由民主党山口県ときわ会支部		1000年,	E 3	形 田 <b>年</b> 9
代表者であるる場合の最近の最近に発える場合の機のを関いる。	国会議員関 係政治団体 の区分	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者である分職の候補者に係る候の種類の種類	事務所	会計責任者	代表者	事務所	会計責任者	代 表 者	共男士	學出
	法が治療会が、政治を決し、政治を企業を対し、大学の主義を対し、対し、大学の、対し、大学の、対し、大学の、対し、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の	羽仁 香介	江島 潔	羽仁 香介	参議院議員	周南市梅園町 2丁目3/	炭村 信義	藤谷 光信	下関市竹崎町 4丁目4番/ 号	笹井 節子	島田 教明	務	異 動
I	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	梅田 典夫	浜崎 和彦	梅田 典夫	衆議院議員	防府市平和町 /6番/5号	田淵 雄三	髙邑 勉	山口市小郡下 郷/329	平田豊民	笹井 幸弘	田	内容
*	``````````````````````````````````````	<b>\</b>	*	" 9		2	>		*	8,	平成24、	(年月日)	龍田 地子

未来の会		
会計責任者	公職の種類	公職の候補 者の氏名
羽仁 香介	衆議院議員	三浦 昇
森田 繁雄		
" 9		
ılı.		

# 山口県選挙管理委員会告示第九十四号

があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定による届出

平成二十四年九月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

,, /#	山田伊津子 防府市迫戸町6番7号	山田伊津子	山田	山田如仙後接会
" /5	熊毛郡田布施町大字麻郷956	末国 正記	堀 春雄	未来へのかけはし
平成24、8、20	周南市御影町/番/号	久保 啓二	西林 幸博	西林幸博後接会
平成2/、/	周南市大字呼坂/006の90	森重 義道	森重 浩美	周防整
解 年月日	主たる事務所の所在地	会計責任 者の氏名	代表者の 氏	政治団体の名称

# 山口県選挙管理委員会告示第九十五号

があった資金管理団体の異動事項は、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項の規定による届出 次のとおりである。

平成二十四年九月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

男側の軍出を見かる日本の氏名	資金管理団体
公職の種類	
資金管理団体の名称	
<del>火岬</del>	
型原	4
犛	異
 ,	動
一	柸
 	谷
屈併	龕
Д	
巴旺	淅

1.浦
华
衆議院議員
昇龍会

を戦の

衆議院議員 | 山口県議会 | 平成24、

## 山口県選挙管理委員会告示第九十六号

があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出 平成二十四年九月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長

上 符 正 顕

西林幸博	)	田 今 つ
市議会	、ソノリ里大規	の番番
西林幸博名会	经	資
後機	柊	坐
周南市御影町	主たる事務	御
町/番/号	務所の所在地	理
西林	代表者	4
華	の氏名	存
平成24、8	り用	備 金管理E
24		

正

平成二十四年四月十三日山口県告示第百七十五号 (指定施業要件の変更予定保安林)

ページ	行	誤	正
四下	Ξ	三 三九〇七の一五	三九〇七の一五まで

平成二十四年九月二十一日発行平成二十四年九月二十一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁